

広島県告示第千十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成十七年広島県告示第百三十三号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

矢野浦地区海岸

三 地先海岸名

鷺部地先海岸及び矢ノ浦地先海岸